

# 災害対応力向上のためのデジタル技術調査検討業務委託 仕様書

本仕様書は「災害対応力向上のためのデジタル技術調査検討業務委託」の仕様を定めるものであり、以下本文中「奈良県」を甲、「受託者」を乙という。

## 1 名称

災害対応力向上のためのデジタル技術調査検討業務委託

## 2 業務目的

近年、地震・水害・土砂災害などの自然災害が頻発化、激甚化しているなか、災害発生時に、一元化された正確な情報に基づき判断を行い、早期に適切な救援救助を実施することが必要である。災害の発生が切迫している、もしくは、応急対策を実施する段階を中心に、現在は人海戦術で行われている災害対応業務について、作業を標準化し、アナログをデジタルにするなど効率的・合理的・効果的に行う等により高度化し、災害対応力を強化することが重要である。

奈良県では、地域防災計画や各種マニュアルの策定や、防災情報システム、防災ポータルへの導入運用など、災害対応力の強化に取り組んできたところであるが、災害対応力のさらなる向上のために DX を推進することを目指している。

本業務では、本県の災害対応業務フローやシステムの現況を調査分析し、災害対応力のさらなる向上のための業務標準化及びデジタル技術活用等による効率化、高度化に向けた具体的な取組の方向性を検討整理し、その実現手順を報告書に取りまとめる。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月25日まで

## 4 委託業務の内容

### (1) 現況調査

本県の災害対応に関する計画、マニュアル、業務工程、各種システム等、下記 a) から d) に示す項目について、災害対応力を向上するにあたっての課題を発見することを目的とした現況の調査、分析。

a) 本県の災害対応に関する現行の計画、要領、マニュアル

(甲から乙に貸与する、地域防災計画、災害応急対策要領、災害対策本部事務局マニュアル、応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル、救援物資対応マニュアル、機器操作マニュアル)

これらのうち課題整理を必要とする業務について、目的、成果、過程のフロー作成、業務量の把握を含む。

b) a) を踏まえた災害種別ごとの災害対応業務工程、タイムラインとしての整理。業務実施主体の整理、業務に関連する防災関係機関の把握を含む。

c) 本県の災害対応に関する現行のシステム

(防災情報システム、防災ポータル、道路・河川情報システム、公式ホームページ、奈良スーパーアプリ。国の新総合防災情報システム(SOBO-WEB)、物資調達・輸送調整等支援システム、Lアラート(災害情報共有システム)。県内市町村の災害対応・避難所・被災者支援・消防指令システム。)

これらが取り扱う情報種別について、国分類「災害対応基本共有情報(EEI)」に基づく整理。また、機能、データ連携状況の把握。

現行の防災情報システムの情報連携概要図は別紙1のとおり。その他、調査にあたって必要となる資料の収集は、甲の協力のもと乙が行う。

- d) 他自治体の先進事例・災害対応事例、国等の最新研究の成果、動向。その他、自由提案による調査、検討(本県の災害対応力向上に資するもの)。

## (2) 課題整理

4(1)の結果を踏まえたうえで、本県の災害対応力向上のために目指すべきゴール像を設定し、それを実現するために解決すべき課題について整理。

下記a)からd)の内容を含め、現況、原因、課題の関係が分かるように整理すること。

- a) 本県の計画、マニュアルにおける課題(本県職員及び他自治体からの応援職員の業務負担を含む。)
- b) 災害種別ごとの災害対応業務工程、タイムラインにおける課題
- c) 本県の各種システムにおける課題(本県職員及び他自治体からの応援職員の業務負担、本県の災害対応のための執務スペースの設備面での課題、本県及び県内市町村における二重入力問題、被災者支援のうち本県災害対策本部の対応力向上に資する課題を含む。)
- d) 関連する法制度、システム使用年限、情報セキュリティ、個人情報の取扱いの課題。その他、現況調査により判明した、本県の災害対応力向上のために解決すべき課題。

## (3) 取組の方向性の整理、具体的な導入案の提示

4(1)及び(2)の内容を踏まえ、災害対応力向上のためにデジタル技術の活用に取り組む方向性を整理し、具体的な導入案を提示。

全体イメージとあわせて、下記a)からg)の柱ごとに、現況や課題を踏まえた取組の方向性を整理し、達成目標、具体的な導入案を示すこと。

具体的な導入案の提示にあたっては、課題整理を踏まえて甲が行う情報提供依頼(RFI)のために、乙は情報提供依頼実施要領を作成し、甲を支援すること。

- a) 災害対応業務の見直し、標準化
- b) 本県、国、県内市町村、その他の防災関係機関との間の連携強化(小規模市町村との連携、各機関との情報連携を含む。)
- c) デジタル化、データベース化、自動化、機械化など、デジタル技術活用による効率化、設備面の機能強化
- d) 先駆的なデジタル技術の導入による災害対応力の高度化
- e) その他、自由提案による本県が取り組むべき項目(本県の災害対応力向上に資するもの)
- f) a)からe)を実現するための災害対応職員の技能向上、もしくは、操作能力に左右されることなく誰でも使いこなすことが可能な技術、既存システムとの連携についての提案

- g) 関連する法制度、システム使用年限、情報セキュリティ、個人情報取扱い等、  
a) から f) を実施するにあたって生じる課題の解決

#### (4) ロードマップの策定

4 (1) から (3) の内容を踏まえ、今後の災害対応力向上のためにデジタル技術の活用をどのようなタイムスケジュールで実現するのかについて、短期的及び中長期的に取り組む事項の方向性と具体的な手順、導入内容及び工程を整理したロードマップを策定。

県の災害対応のあり方、事業継続性を踏まえた実現可能な内容及び工程とすること。また、県内市町村等の防災関係機関との連携の工程、優先度に基づく実現手順を示すこと。

全体のロードマップと、4 (3) a) から g) の柱ごとのロードマップを、取組項目、取組概要、現況・課題・デジタル活用によってどう変わるか、各年度を取組内容、また、取組内容ごとの費用見込みを示すこと。

策定にあたっては、情報提供依頼 (RFI) 結果を踏まえた具体的な導入案の内容に応じ、製品・システムベンダーから意見聴取を行うこと。

ロードマップの対象期間は、具体的な導入案の実現に必要な年数とすること。

短期的に取り組む事項は、ロードマップ策定後に甲が速やかに取り組むことができる事項であり、本県のマニュアル修正、既存製品の導入を想定。中長期的に取り組む事項は、甲が数年をかけて取り組む事項であり、他機関と連携した業務の見直し、新規システム開発を想定。

#### (5) 報告会の実施

下記の内容を含む最終報告書を作成し、令和7年3月中旬までに報告会を1回(2時間程度)開催すること。

- ① 現況調査結果
- ② 課題整理結果
- ③ 取組の方向性、具体的な導入案
- ④ ロードマップ

### 5 提出書類

#### (1) 実施計画書

乙は、契約締結後遅滞なく、十分な人員を配置するとともに、業務実施に先立ち、方針、内容、工程等について甲と協議の上で次の書類を提出し、甲の承諾を得ること。

業務実施体制については、本業務が円滑かつ確実に推進できる体制を構築し、総括責任者、実施責任者等を明確にすること。本業務を遂行するための要員は、RFP (システム開発のための提案依頼書) 策定またはコンサルティング業務の経験がある者を配置すること。

- ① 業務着手届
- ② 業務計画書
- ③ 業務計画工程表
- ④ 業務実施体制

#### (2) 中間報告書

乙は、令和6年10月末までに、下記の内容を甲に提出すること。

(A 4 版・縦型・横書き、左綴じ・簡易製本)

- ① 現況調査結果
- ② 課題整理結果

(3) 最終報告書

乙は、令和7年3月中旬までに、4(5)の内容を甲に提出すること。

(A 4 版・縦型・横書き、左綴じ・簡易製本)

(4) 実施報告書

乙は、令和7年3月25日までに、4について取りまとめ、次の内容を甲に提出すること。

- ① 業務完了届
- ② 業務実施工程表
- ③ 成果品

(5) 納入物

a) 上記(1)から(4)に示す各成果物の紙媒体 各2部

b) a)を保存した電子媒体(CD-R等)1部

※電子データの作成にあたっては、特に指定がない限り、甲の職員が「Microsoft Office」で編集できるソフトを使用すること。それ以外のソフトを使用する際には、甲に相談すること。

(6) 納入場所

奈良県総務部知事公室 防災統括室(奈良県庁東棟2階)

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30

## 6 成果物の帰属及び秘密保持

(1) 成果物の帰属

この業務による成果物に係る著作権等の権利はすべて甲に帰属するものとする。

(2) 秘密の保持

乙は、本業務の処理上、知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた時はこの限りではない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。業務完了後もまた同様とする。

## 7 その他事項

(1) 乙は、甲と密接に連絡を取り、忠実かつ誠意を持って業務を遂行すること。甲と乙は、業務実施スケジュールに応じて打合せを実施するものとし(計5回程度)、甲が打合せを指示した場合は、乙は随時速やかに応じること。乙は、各回の打合せごとに議事録を作成し、甲の確認を受けること。甲との打ち合わせや報告会等は、オンラインまたは甲の指定する場所で実施するものとする。甲は、必要がある場合には、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができるものとする。

(2) 本業務に必要なとなる機器、開発ツール、媒体、事務用品等の調達、場所の確保、交

通費、通信費等については、乙の負担とする。委託料の支払いは、委託業務完了後の精算払いとする。

- (3) 本業務の実施にあたっては、「奈良デジタル戦略」に記載されている8つのデジタル原則（プリンシプル）を踏まえること。
- (4) 業務に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権及び使用権等の権利については、乙において使用許可等を得ること。また、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害した場合は、乙はその一切の責任を負うこと。
- (5) 乙は、本委託業務の実施に当たり、乙の責めに帰する事由により甲に損害を与えた時や、乙の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 乙は、この仕様書に定めのないものについても、この事業の遂行のために必要と思われるものは、甲と協議して実施することができるものとする。
- (7) 委託内容は、採択された企画提案の内容を基本とするが、甲の指示により変更、修正を求められる場合がある。
- (8) 乙は、委託業務を自ら実施するものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、あらかじめ甲の承認を受けた上で、他者に委託することができるものとする。
- (9) 本仕様書に記載のない事項又は不測の事態の対応等については、甲及び乙、両者協議の上決定する。
- (10) 本業務の実施に際して入手した個人情報及びデータの管理にあたっては、奈良県個人情報保護条例の趣旨を踏まえるとともに、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守し、厳正な管理を行い、本事業の実施以外の目的で使用してはならない。
- (11) 本業務は、各種関連法令規則等に基づいて行うものとする。また、別紙3「公契約条例に関する遵守事項」を遵守すること。

## <別紙2>

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

#### (収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

#### (漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

#### (再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

#### (資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

#### (取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

#### (事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

#### (損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

### 公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受託しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受託すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第 4 条第 1 項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第 48 条の規定による被保険者（同法第 3 条第 4 項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者について、同法第 7 条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 4 条の 2 第 1 項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

## 情報入力（収集）

## 情報共有

## 情報出力

